

令和6年第7回土佐町農業委員会

- 1.開催日時 令和6年8月28日 午前9時00分～11時30分
- 2.開催場所 土佐町役場2階会議室
- 3.出席委員 (8名)
 - I 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・4 宮元務・5 窪内一雄・8 和田勇・
 - II 近藤秀幸・13 澤田順一
- 4.欠席委員 (6名) 6 仁井田亮一郎・7 西村園・9 西村尚・10 細川盛次・12 西村美佐江・
14 川村耕貴
- 5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂・川田書加
- 6.議事日程

議案審議

第1号議案 非農地証明について

その他

7.会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は6番 仁井田亮一郎委員、7番 西村園委員、9番西村尚委員、10番細川盛次委員、12番 西村美佐江委員、14番 川村耕貴委員の6名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長お願いします。

会長:おはようございます。令和6年第7回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。2番 秦泉寺博隆 委員、5番 窪内一雄 委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案 非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回2件の申請がありました。

事務局:【内容説明】

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、質疑を終わります。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:【内容説明】

会長:秦泉寺委員より補足説明はありませんか。

秦泉寺委員:ありません。

会長:この件について質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、質疑を終わります。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願いします。

事務局:農林業センサスについて総務課から説明があります。

総務課:農林業センサスの調査員の説明

事務局:農業委員の改選について説明

事務局:農地パトロール時に着用するベスト・帽子・腕章等について説明

事務局:タブレット操作説明会の説明

会 長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。次回は9月 27 日、金曜日、9時から開催します。

会 長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第7回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式地 教一

議事録署名委員

秦泉寺 博隆

議事録署名委員

窪内 一雄